

卸供給の交渉体制等について旧一般電気事業者に自主的取組を要請 (2019年8月)

- 旧一般電気事業者における①卸供給の諾否に関する判断や②卸供給の交渉体制について、公正な競争を促進する観点から、望ましい対応のあり方を整理し、旧一般電気事業者に対し、これを踏まえて自主的に取組むよう要請した。

旧一般電気事業者における望ましい対応（これを踏まえた自主的な取組を要請）

卸供給の諾否に関する判断について

- 旧一般電気事業者における新電力との卸取引に関する諾否の判断は、経済合理性に基づいて判断されることが望ましいこと

卸供給の交渉体制について

- 旧一般電気事業者における卸供給交渉は、基本的には、小売市場における競争排除のインセンティブを有さない部門、具体的には、発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましく、逆に、小売部門が行うことは、特段の事情がない限り、適切ではないこと。発電部門が卸供給に係る交渉や意思決定を行うことは、発電部門の利潤最大化の観点からの行動が促されることとなり望ましいこと。
- 旧一般電気事業者は、卸供給に関する交渉窓口を特定し、各社ホームページ上での公表その他の手段により、新電力が容易に交渉を申し込むことを可能とすることが望ましいこと。
- 例外的に小売部門が交渉窓口となる場合には、競争者たる新電力の調達原価や営業方針その他の競争に悪影響を与えうる情報を小売部門が把握することとなるため、当該情報を営業秘密として管理し、必要最低限の範囲の社員のみアクセス権を付与し、守秘義務を課する等の手段により、適切な情報管理を行うことが望ましいこと。